

## 前文

福祉心理学科の学生は、卒業論文のための研究および論文執筆において、すべての人間の基本的な人権を認め、これを侵さず、人間の自由と幸福追求の営みを尊重し、また、人間以外の動物についても、その福祉と保護に留意し、心理学の専門家としての自らの行為に対する責任を持たなければならない。もし、心理学の専門家としての行為やその結果が倫理的判断を必要とする場合は、本綱領および行動指針の定めるところに従うこととし、以上の主旨に基づき以下を定める。

倫理綱領(日本心理学会「会員倫理綱領および行動規範」より)

### (1) 責任の自覚と自己研鑽

研究に当たって、自らの研究活動が個人や社会に対して影響を及ぼしうることを自覚しなければならない。また、その活動は人間の幸福と福祉の向上をめざすものでなければならない。そのような社会貢献を行うため、常に品位の醸成と自己研鑽につとめ、資質と知識および技能の向上を図らねばならない。

### (2) 法令の遵守と権利・福祉の尊重

研究活動を行う者は、一市民として各種法令を遵守するにとどまらず、所属する機関・団体等の諸規定に従い、研究活動の協力者<sup>注1</sup>の属する集団の規範や習慣・文化、価値観も尊重すべきである。また、個人の尊厳や動物の福祉を軽視してはならない。研究活動に関係する他者に対して不当に権利や利益を侵害しないように配慮しなければならない。また関係者の人権や福祉に配慮すべきである。

### (3) 説明と同意

研究活動を行うとき、協力者に対してその活動について十分な説明を行い、同意を得なければならない。協力者から研究内容について十分な理解と了解(インフォームド・コンセント)を得ることが困難な場合には、協力者の代理人(近親者等)の判断と同意を得なければならない。また、協力者は、活動の途中であっても、協力(参加)の中断あるいは放棄が自由に可能であることを事前に説明しなければならない。

### (4) 守秘義務と権利の尊重

同意なく個人のプライバシーを侵す研究活動は行ってはならない。また、協力者等に心理的、身体的危害を加えてはならない。協力者等に対して権威的立場にある場合、それを私的利益のために用いてはならない。また、研究活動から得られた情報については、他者に漏らさないよう厳重に保管・管理しなければならないと同時に、目的以外に使用してはならない。

### (5) 公表に伴う責任

研究活動で得られた情報の公表に際して、あらかじめ協力者等の同意を得なければならないと同時に、了解なしに協力者が特定されることがないように配慮しなければならない。

注1 participant(参加者、関係者あるいは協力者)のことで、従来はsubject(被験者)と称していたが、前文の主旨に従って、ここでは「協力者」と呼ぶことにする。

## 行動指針

### (1) 研究計画における配慮

- ① 研究計画は、協力者の自律性(自由意志による参加・協力・拒否等)を犯すものであってはならない。また研究者の立場を利用した強制的なものであってはならない。
- ② 研究計画は、協力者に心理的・身体的危害を加えるものであってはならない。なお心理学的か

つ社会的に十分な意義が認められ、同時に協力者に心理的あるいは身体的な苦痛が生じると予想される研究計画(たとえば「マスメディアの暴力描写が攻撃性の効用に及ぼす影響」等)においては、その苦痛の程度を社会通念上許容できる範囲の必要最小限に抑える努力をしなければならない。また事前あるいは事後における十分な説明と同意・了解が必須である。

## (2) プライバシーの保護

- ① 原則として、協力者の特定が可能な個人情報(住所、氏名、学籍番号、電話番号、メールアドレス等)を収集してはならない。研究計画上やむを得ない場合(調査結果に基づいて実験への参加を依頼する場合、データ収集が複数回に渡る場合等)は、あらかじめ個人情報の開示を求める理由、研究終了後の取り扱い(情報の管理および破棄の方法等)、および拒否する権利が保障されていることについて説明し、同意を得なければならない。
- ② 研究上知りえた、協力者の特定が可能な個人情報に関しては、情報の漏洩が無いよう厳重に管理し、研究終了後、シュレッダー等を用いて適切に破棄しなければならない。
- ③ 論文への記載および公表(審査会での口頭発表を含む)に際して、施設・機関名、個人名等は、原則として匿名とする。

## (3) インフォームド・コンセント

- ① 研究協力者に対し、研究の目的、方法、収集した資料・データの利用形態(統計的処理を行う、個別事例として扱う等)、および参加しない権利が保障されていることを十分に説明し、同意を得なければならない。協力者から研究内容について十分な理解と同意を得ることが困難な場合には、協力者の代理人(近親者等)の判断と同意を得なければならない。同意は、原則として文書による同意を得よう工夫・努力することが求められる。
- ② 文書による同意を得ることが困難な場合
  - i. 質問紙法による集団調査法、郵送法などによる研究の場合、質問紙への回答、返却をもって同意とみなされること、および回答を拒否する権利が保障されていることを明記する。
  - ii. 事前に研究内容を具体的に説明することで研究自体が成立しなくなる恐れがある場合、事後の説明(デブリーフィング)を行い、協力者の承諾を得なければならない。承諾が得られない場合は、その資料・データは即座に破棄し、研究に用いてはならない。
  - iii. 施設(保育所、福祉施設等)や学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)等に所属する者に、その施設・学校等を通して協力を依頼する場合、当該施設・学校等の責任者に対する説明と同意が必要である。また個々の協力者に関して、その代理人(保護者等)の同意が必要であるか否かは、当該施設・学校等の責任者の判断に従うものとする。

## (4) その他の留意点

卒業論文の執筆および審査会における口頭発表において、差別的な文言、社会的に不適切な文言を用いてはならない。なおそれが引用文献中に使用されている文言である場合、時代的文化的文脈からその文言の使用が必要な場合、また差別問題等を主たるテーマとする研究の場合等、やむを得ず使用する場合は、その旨明記すること。